

大項目	原子力災害対策指針(H24.10.31)	原子力災害対策指針改定原案(H25.1.30)	事務局意見(案)									
緊急時における防護措置の判断基準	<p>(1)緊急時活動レベル(EAL) ・初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準 →EALの具体的内容については、今後、規制委員会において検討</p> <p>(2)運用上の介入レベル(OIL) ・環境への放射性物質の放出後、防護措置を実施する際の判断基準は、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で評価 →OILの具体的水準については、今後、規制委員会において検討</p>	<p>・原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分 ・具体的な基準は、各原子力施設に固有の特性に応じて設定される必要 →当面、従前より原災法等に基づき運用している施設の状況等を適用 別表1 →今後、各原子炉の特性及び立地地域の状況に応じた詳細な検討を実施</p> <table border="1" data-bbox="1617 525 2211 724"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準値</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL1</td> <td>毎時500<math>\mu</math>Sv</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施</td> </tr> <tr> <td>OIL2</td> <td>毎時20<math>\mu</math>Sv</td> <td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>・具体的な基準と防護措置の内容 →今後、IAEAからOILの導出に係る情報が公表された際には、OILの見直しを検討</p>		基準値	防護措置の概要	OIL1	毎時500 $\mu$ Sv	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	OIL2	毎時20 $\mu$ Sv	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施	<p>・福島第一原発事故において、今回のOIL2の基準値(1週間程度内の一時移転を必要とする毎時20<math>\mu</math>Sv)を超える地域が30kmを超えて現れたことに鑑み、UPZの外の地域における防災対策の具体的な内容を指針に示すこと</p>
	基準値	防護措置の概要										
OIL1	毎時500 $\mu$ Sv	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施										
OIL2	毎時20 $\mu$ Sv	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施										
重点区域 (そのうちPPA※に関する部分) ※甲状腺被ばくを避けるための防護措置を実施する地域	<p>・UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある ・プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避。状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある →PPAの具体的な範囲については、今後、規制委員会では、国際的議論の経過を踏まえつつ検討</p>	<p>プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある ・プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難 ・放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある →PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討</p>	<p>・UPZの範囲を「概ね30km」とすることについて、丁寧かつ分かりやすい説明をすること ・PPA(甲状腺被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)について、その具体的な範囲や当該地域における防護措置の内容を早急に検討し、原子力災害対策重点区域に加えること ・地方自治体が講ずるUPZの外の地域に対する原子力防災対策について、所要の財源措置を行うこと</p>									
緊急時モニタリング体制の整備	<p>・周辺環境の放射性物質の積算線量及び放射線量率を把握することが重要 →緊急時モニタリングの実施手法等の詳細については、従来の「環境放射線モニタリング指針」(平成20年に原子力安全委員会策定)等を参考にしつつ、今後、原子力規制委員会において検討</p>	<p>・周辺環境の放射性物質による空間放射線量率及び飲食物中の放射性核種濃度を把握することが重要 ・緊急時モニタリングの結果を解釈する際には気象予測の結果を参考にすること。 →緊急時モニタリングの在り方については更なる検討を行う必要</p>	<p>・OILを導入し、実測値に基づく避難等防護措置の判断を行うためには、緊急時モニタリングが極めて重要となる。立地地域のみならず、周辺県まで含めた一体的な緊急時モニタリングが実施できるよう、緊急時モニタリング実施方法や体制の詳細について早急に示すこと</p>									
SPEEDIの活用	<p>(今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題として) →SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)の活用により、モニタリング結果に基づく放出源情報の推定や、事業者の拡散予測結果の確認・検証を行うこと等の方策</p>	<p>・緊急時モニタリングによって得られた空間放射線量率等の値に基づきSPEEDIのような大気中拡散シミュレーションを活用した逆推定の手法等により、可能な範囲で放射性物質の放出状況を推定 ・大気中への放射性物質の放出を伴う事故拡大防止措置を実施する際には、気象予測の結果を住民等の避難の参考情報とする</p>										
避難及び一時移転 ○避難 空間放射線量率等が高い地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの ○一時移転 緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの	<p>PAZ: 緊急事態が発生した時点で、即時避難を実施 UPZ: 原子力施設の状況及び緊急時モニタリング結果により把握できた周辺の状況に基づいた避難を実施</p>	<p>・避難場所等については、事前にモニタリングにより汚染がないことを確認 ・PAZ: 全面緊急事態に至った時点で、原則として全ての住民等の即時避難 ・UPZ: 原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要 数時間以内を目途にOIL1(毎時500<math>\mu</math>Sv)を超える区域を特定し避難を実施 1日以内を目途にOIL2(毎時20<math>\mu</math>Sv)を超える区域を特定し一時移転を実施 ・UPZ外: 放射性物質の放出後は、UPZにおける対応と同様 ・自力避難が困難な災害時要援護者に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて配慮</p>	<p>・県境をまたぐ広域避難について、国の役割及び対策の具体的な内容を示すこと</p>									

大項目	原子力災害対策指針(H24.10.31)	原子力災害対策指針改定原案(H25.1.30)	事務局意見(案)
屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策</li> <li>・放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PAZ: 全面緊急事態に至った時点で原則として避難も、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。</li> <li>・UPZ: 段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避</li> <li>・UPZ外: UPZと同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要 全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起</li> </ul>	
緊急被ばく医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時から準備されている災害医療組織を最大限に活用すること、指揮系統を平時より確認しておくことが重要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各医療機関等が各々の役割(トリアージ、救急処置、汚染検査、スクリーニング指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療関係者の派遣、隣接地方公共団体の救急・災害医療機関との連携等)を担うことが必要</li> <li>・平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておくことが重要</li> <li>・放射線の長期影響や晩発障害に関する知識を習得し、技術を習熟するための教育・研修・訓練等を実施することが必要</li> <li>・国及び地方公共団体は、医療機関等を組み込んだ被ばく医療体制を整備する必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射能の影響レベルを考慮し、各地域ごとに必要な緊急被ばく医療体制の整備水準、講ずべき対策について示すこと</li> </ul>
安定ヨウ素剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PAZ: 原則として即時避難と同時に投与の指示</li> <li>・UPZ: 避難や屋内待避等の指示がなされた段階で適切な服用ができるよう準備 →具体的な手順については、今後、規制委員会において検討</li> <li>・安定ヨウ素剤の投与指示は、規制委員会が一義的な判断を行った上で、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体により所定の医療関係者に速やかに伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重して合理的かつ効果的な防護措置として実施すべき</li> <li>・副作用や禁忌者等に関する注意点等について事前に周知する必要</li> <li>・PAZ: 原則として避難と同時に安定ヨウ素剤を服用(平時に事前配布できる体制を整備) →規制委員会は、関係省庁の協力を得つつ、安定ヨウ素剤の配布・服用方法等の具体的な在り方について速やかに検討</li> <li>・UPZ: 避難や屋内退避等の指示がなされた段階で適切な服用ができるよう準備(配布等) →具体的な手順等については、今後、規制委員会において検討</li> <li>・UPZ外: 原子力規制委員会が判断を行った上で、原子力災害対策本部を通じて、安定ヨウ素剤を備蓄している地方公共団体に速やかに伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UPZあるいはUPZの外の地域における安定ヨウ素剤の投与の判断基準、配布方法について早急に示すこと</li> </ul>
スクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のスクリーニングにおける課題については、今後、規制委員会において検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーニングの方法、体制、実施場所、環境、機器、設備の整備</li> <li>・スクリーニングレベルの実用的な値の設定と適用</li> <li>・スクリーニングの標準化と測定者の養成</li> <li>・スクリーニングからの被ばく線量評価</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染スクリーニングは、それが必要な対象(人体、物品等)すべてに対して実施できるような場所を選定。可能な限りバックグラウンドの値が低い所で行うことが望ましい。</li> <li>・避難及び一時移転の対象となった住民等については、その移動先において汚染スクリーニングを実施</li> <li>・体表面汚染スクリーニング OIL4を超える場合は、簡易除染(着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等)</li> <li>・甲状腺スクリーニング 体表面汚染スクリーニングの結果や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による被ばくが懸念される場合に実施</li> <li>・物品のスクリーニング OIL4を基準として用い、汚染がある場合は簡易除染</li> </ul>	
飲食物の摂取制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時には、飲食物のモニタリングを行い、経口摂取等による内部被ばくを低減</li> <li>・規制委員会は、原子力災害対策本部を通じて、飲食物のモニタリング結果等の情報を地方公共団体に知らせ住民等へ周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空間放射線量率がOIL2の値を超える地域 一時移転の措置を講じるとともに、当該地域の地域生産物の摂取を制限</li> <li>・空間放射線量率が飲食物に係るスクリーニング基準の値を超える地域 飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始 濃度測定の結果、放射性核種濃度がOIL6を超える飲食物について摂取制限</li> <li>・規制委員会は、まず飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域について、次に、当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達し、これらの地方公共団体が住民等へ周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食物に係るスクリーニング基準に基づく適切な測定、実効的な防護措置(飲食物の摂取制限)が実施できるよう、立地地域のみならず、周辺県まで含めた、飲食物のモニタリング実施方法や体制の詳細について早急に示すこと</li> </ul>